平成18年 4月 1日

(総則)

第1条 平成18年4月1日施行の改正給与規程附則第6項の規定による職務の級における最高の号給を超える本給月額を受ける職員の本給の切替え等については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(本給月額の切替)

- 第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において給与規程別表第 1から別表第4までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を 受けていた職員の切替日における本給月額は次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該 各号に定める号給とする。
  - 一 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額(以下「旧本給月額」という。)が施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じた別表第一の旧本給月額欄に掲げられている職員 旧級、旧本給月額及びその者が旧本給月額を受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて別表第一に定める号給
  - 二 旧本給月額が別表第二に掲げられている職員 その者の施行日における職務の級 (以下「新級」という。) 旧本給月額及び経過期間に応じて別表第二に定める号給
  - 三 新級が一般職本給表(一)の10級となる職員のうち旧本給月額が別表第二に掲げ られていないもの 新級の15号給
  - 四 前各号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給 (実施に関し必要な事項)
- 第3条 この細則の実施について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。